慶弔見舞金の贈呈規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人兵庫県警備業協会(以下「協会」という。)の会員会社 に所属する警備員等が、その職務遂行中危害又は災害を受けた場合並びに協会の役員及び 会員の代表者(以下「代表者等」という。)に慶弔、見舞い等が必要な場合、慶弔見舞金 等の贈呈について必要な事項を定めるものとする。

(警備員等に対する慰労金等の贈呈)

- 第2条 警備員等に対する慰労金等は、次のとおり贈呈するものとする。
 - (1) 死亡した場合
- 3万円及び樒等(1万円以内)並びに弔電
- (2) 重度障害を受けた場合 3万円以内

(慰労金等の申請)

第3条 代表者等は、所属警備員に慰労金等の贈呈理由が発生したときは、速やかに別記様 式により会長に申請するものとする。

(慰労金等贈呈手続)

第4条 前条の申請を受けた場合、会長は第2条の規定に基づき慰労金等の金額を決定し、 速やかに贈呈の手続をとるものとする。

(代表者等の慶弔見舞等)

- 第5条 会員が、創立記念式典を開催する場合は、会長名により祝電を送るものとする。
- 2 代表者等が疾病により概ね30日以上入院加療又は在宅療養し、若しくはこれらのこと が予想される場合は、見舞金(1万円)を贈呈するものとする。
- 3 代表者等が死亡したときは、次のとおり弔意を表す。
- (1) 葬儀等への参列
- (2) 弔電
- (3) 香典等(3万円)
- (4) 樒等(1万円以内)
- 4 会員の代表者等の配偶者及び1親等の血族が死亡したときは、会長名による弔電を贈る ものとする。

(その他)

第6条 この規程に定めのない事項については、会長が理事会の承認を得て定める。 附則

この規程は、平成10年11月1日から施行する。

附則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。